

児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準（案）に関する意見募集結果について

**1 意見募集期間**

令和7年2月6日（木曜日）から令和7年2月21日（金曜日）まで

**2 提出された意見の概要**

(1) 意見提出者数 1人

(2) 意見数 16件

別添表のとおり

(別添) 意見要旨と県の考え方

	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	<p>(条例案第3条第1項)  「(児童が) 心身とも健やかにして、安全な生活を送ること」としているが、さらに目的として育成が必要。</p>	<p>ご意見の趣旨につきましては、条例案第29条において「一時保護施設における養護は、(中略) 生活支援及び教育を行いつつ (中略) 児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。」と規定しております。</p> <p>条例に従い、児童の心身の健康、安心・安全に配慮するとともに、生活支援や教育への支援を行ってまいります。</p>
2	<p>(条例案第3条第2項)  「最低基準を常に向上させる」と記載があるが、どのような基準を元に考えているか。</p>	<p>ここでいう「最低基準」とは、本条例案で定める基準の略称として用いているものであり、この基準について常に向上するよう努めていく趣旨です。</p>
3	<p>(条例案第5条第2項)  「当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない」とあるが、職員は説明、報告の努力が不足しがちであるため、費用対効果の説明責任を果たす責務がある。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、保護者や地域社会への説明に係る取組の推進において、今後の参考にさせていただきます。</p>
4	<p>(条例案第5条第3項)  「自ら」とは誰を指しているのか。定期的な数値を定めることのスキームを作るべきである。外部の者が常連であると評価が偽装されるため、外部の者も責任を負う必要がある。</p>	<p>ここでいう「自ら」とは、県の一時保護施設を指します。</p> <p>いただいたご意見につきましては、一時保護施設の自己評価及び外部評価の取組の推進において、今後の参考にさせていただきます。</p>
5	<p>(条例案第5条第4項、第5項、第6条)  必要な構造設備において県施設の基準に依拠するのか。</p>	<p>一時保護施設の必要な構造設備につきましては、県の公共施設のほか、「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める児童福祉施設の設備に関する基準等も踏まえて、児童の適切なケアや権利擁護の確保ができるよう規定しております。</p>

6	<p>(条例案第6条、第7条、)          施設の安全面等において、県公共施設等総合管理計画に沿って行うべきではないか。</p>	<p>県の一時保護施設につきましては、県公共施設等総合管理計画の対象であり、当該計画に従って利用者の安全に配慮した施設・設備の改修・修繕を行ってまいります。</p> <p>当該規定の趣旨といたしましては、児童の安全確保を図るために必要な措置を講じるためのものです。</p>
7	<p>(条例案第6条第2項)          訓練はなぜ少なくとも月1回と定めているのか。様々な児童がいるため、実動した訓練実施は不可能と思われるが、障害者の外見、内見判断してから訓練実施するべきと思う。</p>	<p>当該規定の趣旨といたしましては、児童の安全確保を図るために必要な措置を講じるためのものです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、一時保護施設における避難訓練の取組において、今後の参考にさせていただきます。</p>
8	<p>(条例案第8条)          公共交通の利用も鑑み、「自動車」より「車両」の方が望ましいと思う。</p>	<p>一時保護施設におきましては、いかなる時も常に児童の所在を確実に把握し、安全を確保しているところです。</p> <p>当該既定の趣旨といたしましては、特に注意を要する場面として、自動車による児童の移送時における対応を規定したものです。</p> <p>今後とも、児童の安全確保を図るために必要な措置を講じてまいります。</p>
9	<p>(条例案第9条)          「国籍、信条、社会的身分等」に「文化的」の文言を加えた方が妥当と考える。</p>	<p>当該規定の趣旨といたしましては、禁止される差別的な取扱いの理由について、その代表的なものを挙げるとともに、「等」と加えることで、様々な事由を想定して規定しております。</p>
10	<p>(条例案第12条)          行方不明や犯罪被害の可能性があると、施設外の施錠は必要と思う。</p>	<p>当該規定の趣旨といたしましては、児童の行動制限を目的として施錠等を行うことを禁止するものであり、児童の安全上又は防犯上の配慮から一時保護施設の出入り口を施錠すること等を制限するのではなく、必要に応じて施設の安全確保を図ってまいります。</p>

11	<p>(条例案第 13 条、第 34 条)</p> <p>児童の所持品関係や秘密保持等で、職員による不祥事が起きることは確実であり、物や秘密保持等の紛失、漏洩に対する条例は必要。個人情報保護法との紐づけが必要である。不祥事が発生し、公表するまでの間に日数をかけないよう、フローチャートを作成し、公開も速やかに公表することが必要である。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、一時保護施設における児童の所持品の保管、秘密保持等に係る取組の推進において、今後の参考にさせていただきます。</p>
12	<p>(条例案第 16 条第 1 項第 9 号)</p> <p>浴室や便所は不慮の事故が想定されるため、非常通報装置を設置する検討があって良いと考える。文言的に身障者トイレも含むとみなすか。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、一時保護施設の設備に関して、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>また、当該規定の趣旨といたしましては、障害者トイレ（バリアフリートイレ）において、男女別に設ける又はジェンダーアイデンティティに配慮することまで想定したものではありませんが、今後、必要に応じて児童の権利擁護に対応した施設整備に努めてまいります。</p>
13	<p>(条例案第 17 条)</p> <p>「児童福祉事業に熱意のある者」と言っても、地位や立場で利用されがちと考える。児童は職員や教員等のインパクトは残るため、言い方を改めるべきでないか。</p>	<p>当該規定の趣旨といたしましては、「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」にも同じ趣旨の規定があることを踏まえて規定しているものです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、一時保護施設の職員の資格等について、今後の参考にさせていただきます。</p>
14	<p>(条例案第 27 条)</p> <p>食事について、アレルギー対応、食中毒に関するディスカッション、生活衛生課・農林水産部との体制、の対応を示してもらいたい。</p>	<p>食物アレルギーにつきましては、一時保護前に保護者等から聞き取りをして確認するなど、特に配慮して慎重に対応しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、一時保護施設の食事に関する取組について、今後の参考にさせていただきます。</p>

15	<p>(条例案第 21 条、第 28 条、第 31 条)</p> <p>児童相談所長は、指導教育担当職員に該当となるか。</p>	<p>当該規定の趣旨といたしましては、指導教育担当職員について、児童相談所長との兼務ではなく、一時保護施設の専任職員として配置することを想定しています。</p>
16	<p>(条例案第 33 条)</p> <p>「適切」との文言を入れないと、虚偽、偽装したりする恐れがあるため、責務としてしなければならないと思う。</p>	<p>当該既定の趣旨といたしましては、入所児童の状況等を明らかにするための日誌等の児童の記録を整備することを想定しております。</p> <p>一時保護施設の職員を含む県の職員は、法令、条例等の規程に従い、また、職務上の命令に忠実に従わなければならないこととされておりますことから、虚偽、偽装は当然に禁止されるものであると考えています。</p>